

災害時における放送要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、千葉市長（以下「甲」という。）が株式会社ニッポン放送（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(放送要請)

第2条 甲は、法第56条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信することができない場合、または著しく困難な場合において、その通信のための特別の必要があるときは、法第57条の規定に基づき乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項
- (5) 甲が本条に基づき乙に要請を行う場合は、電話等で放送要請を予告したのち、文書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するため文書による要請のいとまがない場合は、電話等により様式1に定める事項を明らかにして要請し、事後においてすみやかに文書の提出を行うものとする。
- (6) 放送要請に係る情報伝達手段は、甲乙間の専用無線通信機器が整備されるまでの当分の間、電話回線等によるものとする。その際の甲乙間の呼び出し番号は次のとおりとする。

甲 043-245-5013（千葉市広報課長席）
（FAX）043-245-5531

乙 03-3215-7005（ニッポン放送報道部長席）
（FAX）03-3215-6230

(放送要請の範囲)

第4条 前条の規定に基づき、甲が乙に対して行う放送要請の範囲は次のとおりとする。

- (1) 災害時等における避難勧告、避難指示
- (2) 市長（災害対策本部長）が発令する動員命令
- (3) 予想される災害及び災害時において市民に緊急に伝達する必要がある事項
- (4) その他市長（災害対策本部長）が特に必要と認める事項

(放送の実施)

第5条 乙は、甲から前条により要請を受けたときは、すみやかに当該要請事項に係る放送の形式、内容、時刻等を自主的に決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第3条の規定により放送の要請に係る事項の伝達及びこれに関する連絡を確実かつ円滑なものとするため、千葉市総務局市長公室広報課長及び株式会社ニッポン放送編成局報道部長を連絡責任者とする。

(職員の派遣)

第7条 甲は乙が円滑に放送業務を実施できるよう、必要に応じ、職員を派遣することとする。その際必要な人員及び派遣場所については、別途協議する。

(雑 則)

第8条 前各条に規定するもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成8年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成8年4月1日